

新堂中生を いじめから守るために いじめ STOP



しない させない みのがさない

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、こんなケースもいじめになります。

休み時間に自力で問題を解いているとき、勝手に答えを言われて、嫌な気持ちになった。

被害の子が持ち物を隠され、探している姿を見て、周囲の子が笑っていて嫌な気持ちになった。

部活中に自分がミスをして笑われて、嫌な気持ちになった。

みんなには「おはよう」と言っているのに、自分だけ言ってもらえず、嫌な気持ちになった。



なにをしたか、誰がしたかではなく、被害を受けた子が「嫌な思いをしたらいじめ？」

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、次のように定義されています。

ご存じですか？現在のいじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ防止対策推進法より抜粋】

「パソコン・携帯電話での中傷、悪口」などの種類も追加されました。

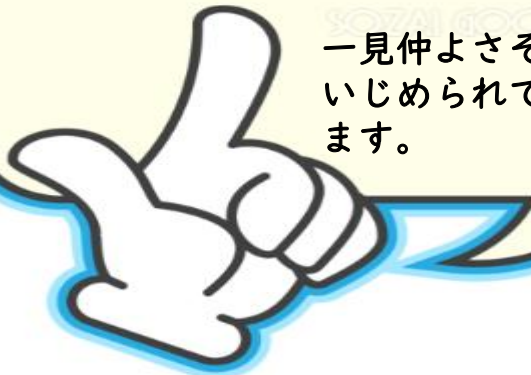
本人が「いじめのつもりではなかったのに」とそのつもりがなくても、加害者になってしまうケースがあります。人を気遣う言動ができるように心がけておくことが重要です。



つまり、いじめとは…

- 加害者と被害者が知り合い同士
- 「嫌な気持ちになった」「痛い思いをした」など心身の苦痛を感じているもの
- 心理的または物理的な影響を与える行為

一見仲よさそうに見えても、実はいじめられていることも考えられます。



こんなことが「いじめ」です。

- (1) からかわれたり、嫌なことを言われたりする。
- (2) 仲間外れ、無視される。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。
- (4) ひどくけられたり、プロレス技をかけられたりする。
- (5) 物をかくされたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされる。
- (7) インターネット上で悪口などを書かれる。

認知件数について

深刻ないじめを認知した数ではなく、いじめかどうかを迷うような、些細なトラブルもいじめの初期段階として捉え、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」にあたりと判断されたものすべての数字が「認知件数」です。深刻なトラブルが多いという報告ではなく、学校がどんな些細なトラブルもいじめに発展する可能性があるとして捉え、丁寧な対応を行った件数の報告のことです。

いじめ未然防止の取り組み

1. 道徳、人権学習でいじめ防止学習

新堂中学校では、日々お互いを大切にし合える仲間づくりをめざしています。また、道徳や人権学習ではよりよい生き方や命の大切さ、いじめに関わる授業も行っています。6月・9月のいじめ防止啓発強化月間や、毎月の人権の日を有効に活用し、いじめについてクラス全体で考えています。また、いじめにつながりやすいSNSやスマートフォンの使い方についても学習します。



全校道徳劇の様子

※新堂中学校では毎年生きることやいじめをテーマに生徒会による劇を上演しています。視聴後、各学級で道徳の授業を実施し、学びを深めています。

2. 生徒会がいじめ未然防止について発信

生徒会の本部役員、各委員の委員長、副委員長が中心となり、どうすればいじめを防げるかを話し合い、ポスター作成、いじめ撲滅を訴える啓発放送を行っています。

3. いじめアンケートの実施

毎学期に1回、いじめアンケートを実施し、いじめを受けていないか、または見聞きしていないかを確認しています。もし、認知した場合はすぐに聞き取りや状況確認を行います。2学期の三者懇談では、保護者アンケートで保護者の方々にもいじめの有無を確認しています。

4. 教育相談の実施

毎学期に1回、担任との面談をする教育相談期間があります。教育相談シートには、いじめについての質問があり、いじめの被害にあっていないか、周囲でいじめはないかなどを聞き取っています。

新堂中「いじめ防止基本方針」より

いじめ

かも…と思ったら…
に気がいたら

新堂中の先生はチーム一丸となり、 解決のために動き出します！



あれっ？
いじめじゃない？

☆気がついた人は、どの先生でもいいので知らせてください。先生に話しにくい場合は、友だちや家の人に伝えてください。

☆知らせを聞いた人は、先生に伝えてください。知らせを聞いた先生から新堂中の先生たちに必ず伝わります。

いじめを認知したら…
学校（いじめ）問題対策委員会、
生徒指導委員会を開き、解決に向
かうまで必要に応じて対策委員会
を開きます。

【対策委員会メンバー】

関係する学年や学級の先生
生徒指導主事・校長・教頭
養護教諭・教育相談担当の先生
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

通級担当



詳しく調べます

☆いじめをしたかもしれない人、いじめをされたと感じた人、様子を見ていた人などから、それぞれ話を聞きます。状況に応じて、授業中に話を聞く事もあります。

いじめをした子などを指導します

☆いじめの内容によっては学校以外の人に指導してもらうこともあります。

謝罪の場を設定

☆被害本人、保護者の思いを汲み取り、教職員も入り、謝罪の場を設定することができます。

☆いじめをされた子どもと保護者が、今の気持ちを話す場を設定することができます。
☆学校（先生）から、これからの見守り、再発防止等について話をします。

保護者に連絡します

☆いじめをした子、された子、両方の保護者に連絡して起こったことを伝えます。

その後の様子・見守り状況を保護者に伝えます

☆いじめの認知後、いじめが継続していないか、本人、保護者に定期的に確認を行います。

☆発生から3ヶ月を目処にいじめが止んでいるかの確認をします。

同じ事が二度と起こらないよう再発防止に取り組みます

☆同じことが起きないように、再発を防ぐ取り組みをします。

誰もがいじめられる側、いじめる側になる可能性があります。傍観者もいじめる側になることがあります。お子さんは、保護者の声かけを待っているかもしれません。お子さんの様子、変化を見逃さないようにすることが大切です。



こどもの変化

- 買った覚えのないものを持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。または、お小遣いでは買えないものを持っている。
- 親の言うことを聞かなくなり、言葉使いが荒くなる。
- 親が部屋に入ることを極端に嫌がるようになった。
- 洗濯物を自分ですると急に言い出す。

生活の変化

- 朝、なかなか起きられない
- 朝になると色々な理由をつけて学校を休みたがる。
- 明らかな遅刻、早退が増えた。
- 食欲がない。
- 服が汚れたり、破れたりしている。
- 自分を否定するような言動が増える。
- 夜、寝られていない。

家族との変化

- 学校で使うものや持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
- 教科書やノートに落書きをされたり破られたりしている。

友だち関係の変化

- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。
- 学校や友だちに対する不平、不満を言うことが増える。
- 転校したい、消えてしまいたいなどの話をするようになる

家族との変化

- 表情が暗く、会話が少なくなる。
- イライラし、家族や物にあたる。
- 自分の部屋に閉じこもっている時間が増える。
- 家からお金を勝手に持ち出したり、必要以上にお金を無心する。

家族 でキャッチするために

- 子どもと過ごす時間を作りましょう。
- 子どもの様子にアンテナを張りましょう。
- 信頼できる大人は必ずいます。悩みがあれば誰かに相談することが大切であることを子どもに伝えましょう。



テクノロジー発達のスピードがめざましく、スマートフォンやSNSでのトラブルやいじめが複雑になり、見えにくくなっています。



こんな状況にご注意ください。すべていじめです。

- 本人に許可なく写真をSNSに投稿したり、グループラインにアップした。
- ゼンリーなど位置情報サービスで自宅等を特定し他人に教える。
- もらった写真を加工して、他人に見せる。
- 偽アカウントを作成し、第三者になりすまして、悪口を書き込んだり、送信したりする。
- 匿名性の高い質問箱（インスタ）に誹謗中傷を書き込む。

個人情報

個人情報を掲載すると犯罪に巻き込まれる危険性があることを子どもに理解させましょう。

誹謗中傷

特定の個人に対する悪口や誹謗中傷は、罪に問われる場合があることを伝えましょう。

ネット
対策

インターネットの有害サイトを閲覧できないようにするフィルタリングを設定しましょう。

SNSや掲示板で誹謗中傷、悪口を書かれ 削除したいと思ったら…

ネット上の書き込みを学校が把握することは難しく、学校が常に監視して関わっていくことには限界があります。ネット上の書き込みの削除依頼は、学校ではなく、**原則として、本人または保護者が行うこととなります。**学校はその方法などについて助言を行い、支援します。犯罪性が高い場合は、警察に通報することも重要です。



違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対して適切な対応を促進する目的で、対応に関するアドバイスや関連情報の提供等を行う相談窓口です。インターネットにおける違法・有害情報に対する削除等の対応方法について教えてください。

<http://www.ihaho/jp>



インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の違法・有害情報に関する通報を警察庁に情報提供し、サイト管理者等に送信防止措置を依頼する等の業務を行っています。相談窓口ではありません。

<http://www.internethotline.jp>